

平成二十二年十月十九日受領  
答 弁 第 四 三 号

内閣衆質一七六第四三号

平成二十二年十月十九日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横 路 孝 弘 殿

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土問題の解決に向けた菅直人内閣総理大臣の意欲に関する質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出北方領土問題の解決に向けた菅直人内閣総理大臣の意欲に関する質問に対する答弁書

一について

菅内閣としては、北方領土問題の解決のためには日露首脳間の信頼が重要であると考えており、首脳レベルの対話を深めながら、北方四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結するとの方針にのっとり、ロシア連邦政府との間で交渉を行っていく考えである。

二、三及び五について

御指摘の演説の内容については、内外の諸情勢等を勘案し、閣議で検討を行った上で、最終的に内閣として決定したものである。いずれにせよ、菅内閣としては、一についてでも述べたとおり、北方領土問題の解決に向けて、引き続き、強い意思をもってロシア連邦政府との間で交渉を行っていく考えである。

四について

お尋ねの点については、第二百二十九回国会における羽田内閣総理大臣所信表明演説、第三百三十一回国会における村山内閣総理大臣所信表明演説、第四百四十六回国会における小渕内閣総理大臣所信表明演説、第

百五十五回国会、第百五十七回国会及び第百六十三回国会における小泉内閣総理大臣所信表明演説、第百六十八回国会における安倍内閣総理大臣所信表明演説、第百七十回国会における麻生内閣総理大臣所信表明演説並びに第百七十六回国会における菅内閣総理大臣所信表明演説において、日露関係に関し、御指摘のような言葉が用いられなかった。